

報告第十号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十五年六月十日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	仮称江戸川区地域交流センター新築工事	株式会社トヨタ工業 代表取締役 豊田 昭朗	24.7.3 (172 日間)	円 205,800,000	今回 25.2.1	円 216,984,600(11,184,600) (5.4%)	施設の有効活用のため、駐車場を有料化することに伴い機器を設置したこと及び広場に桜の木を植樹するための植樹帯を設置したこと等による増
土	新川護岸耐震補強工事(その5)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	23.10.27 (327 日間)	円 246,281,700	今回 25.2.18	円 248,533,950(2,252,250) (0.9%)	掘削により発生した土にコンクリート塊等が混入していたため、処分場への運搬前に、土と混入物の分別作業を行ったこと等による増
木 工	都市計画道路補助第 286 号線(中央)街路及び雨水貯留管整備工事(その1)	株式会社大達土木 代表取締役 藤井 正裕	24.7.3 (380 日間)	円 304,500,000	今回 25.3.28	円 296,334,150(8,165,850) (2.7%)	詳細調査の結果、土壤汚染対策工を施工する範囲が当初の予定より狭くなったことによる減
事	都市計画道路補助第 286 号線(中央)街路及び雨水貯留管整備工事(その2)	星見建設株式会社 代表取締役 星見 幸治	24.7.3 (420 日間)	円 346,500,000	今回 25.3.28	円 332,978,100(13,521,900) (3.9%)	詳細調査の結果、土壤汚染対策工の施工予定箇所について、汚染物質の値が基準値を下回っていたため、当該施工を中止したことによる減